

越谷市退職校長会規定

(前文)

令和5年度からの退職年齢の引き上げに伴い、退職基準が変更になったため、校長職務勤務者が員として加入するにあたり、役職退職の60歳から定年退職65歳までの期間において准会員として登録できることを定める。

- 第1条 准会員としての登録開始は、役職退職時に可能とする。
加入にあたっては、本会正副会長が役職退職時に説明し勧誘にあたる。
役職退職時以降でも入会は可能とする。
- 第2条 准会員としての登録時に、本会のグループメール(k r p a)に登録することとする。
グループメールにて本会の活動状況等の提供を行う。また、准会員の希望があれば、本等への参加を認める。
准会員時は、埼葛退職校長会並びに埼玉県退職校長会には会員として登録しない。
- 第3条 会費は、正式加入時まで徴収しない。ただし、65歳以前に退職した場合は、准会員本した旨を報告することとし、退職と同時に正会員として登録し、会費を徴収する。

付 記 本規定は、令和7年2月20日より施行する。